

○国立大学法人山口大学ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）事業
による入学料の不徴収に関する申合せ

令和5年5月15日制定

令和5年6月20日改訂

令和6年2月15日改訂

この取扱いは、国立大学法人山口大学ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）事業による入学料の不徴収に関する要項（以下「要項」という。）第5条の規定に基づき、入学料の不徴収に関し必要な事項を定める。

1 要項第3条第1項に定める「やまぐちダイバーシティ推進加速コンソーシアム」に
参画する機関は以下のとおりである。（令和6年2月15日現在）

（1）代表機関

山口大学

（2）共同実施機関

（高等教育機関）

山口東京理科大学、宇部工業高等専門学校

（企業）

UBE株式会社、株式会社トクヤマ徳山製造所

（3）協力機関

（高等教育機関）

山口県立大学、宇部フロンティア大学

（企業）

山口フィナンシャルグループ、山口県農業協同組合、東ソー株式会社南陽
事業所、三菱重工業株式会社下関造船所、東京海上日動火災保険株式会社
山口支店、SOMPOひまわり生命保険株式会社山口支社、一般社団法人
女性活躍委員会

（公的機関等）

山口県産業技術センター

（官公庁）

山口県、宇部市、山口市、山陽小野田市、周南市

2 要項第4条に定める「所属機関の長の承諾書」（別紙様式2）については、出願手続
の際に「受験承諾書」等の書類をすでに提出している場合は、提出を要しない。

附 則

この申合せは、令和 5 年 5 月 15 日から実施する。

附 則

この申合せは、令和 5 年 6 月 20 日から実施する。

附 則

この申合せは、令和 6 年 2 月 15 日から実施する。